

第7条 公園の確保

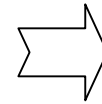
宅地開発事業または市街地開発事業を行う際には、下記の基準で公園の確保に努めなければなりません。

また、確保した公園は「船橋市公園等整備基準」等に基づいて整備し、市に無償で提供していただきます。



公園の確保基準

目的 面積	階数が3以上の中高層住宅	低層住宅 テラスハウス
500㎡以上 3000㎡未満	1.5(㎡/戸) × 戸数 (注)1 又は、開発面積の1.5%の いずれか大きい方の面積以上	開発面積の1.5% 以上
3000㎡以上	3.0(㎡/戸) × 戸数 (注)2 又は、開発面積の3.0%の いずれか大きい方の面積以上	開発面積の3.0% 以上



市に無償で提供

(注)3

(注)1：ワンルーム形式共同住宅や独身寮の場合は、0.5(㎡/戸) × 戸数

(注)2：ワンルーム形式共同住宅や独身寮の場合は、1.0(㎡/戸) × 戸数

(注)3：公園の有効面積、施設緑地面積の合計が、開発面積の6%を超えるときは、6%を無償提供の限度とできます。

なお、公園の確保基準面積が30㎡未満となるときは、公園の確保は必要ありません。

ただし・・・

事業者からの申し出があり、かつ、公園の確保基準面積が180㎡未満で市が認める場合には、公園の設置に代わる措置を講じることができます。

